

# 中間整理の振り返りと 今般の審議会における主な論点

令和元年10月15日

商務・サービスグループ

商取引監督課

# 割賦販売小委員会の中間整理 ～テクノロジー社会における割賦販売法制のあり方～

- ICTの進展に伴い、多様な決済サービス・主体が生まれ、「業」を越えたビジネス展開を実施。
  - ビッグデータ取得・AI等による新たな与信審査手法など、技術・データを活用した事業展開が可能に。
- ⇒ 消費者利便と消費者保護のバランスを保ちつつ、技術革新に対応できる柔軟な規制体系へと見直し。

## リスクベース・アプローチの導入

- FinTech企業による**新たな少額・低リスクサービス**について、現行の一律の規制ではなく、リスクベース・アプローチを適用。（体制整備、資本要件、取引条件の表示義務等）

## 与信審査における性能規定の導入

- **ビッグデータ・AI等の技術・データを活用して支払可能な能力を判断**できる場合、性能規定により、現行の支払可能見込額調査に代替する手法を認める。

その場合、

- ① 与信審査手法を明らかにした上で、**延滞率（又は貸倒率）の設定と定期的なレポートを通じ、事前及び事後チェック**（プレッジ・アンド・レビュー）。
- ② 技術・データにより支払可能な能力を判断できるため、指定信用情報機関の**信用情報の使用義務は課さない。**
- ③ 一方、指定信用情報機関への**信用情報の登録義務**については、一部の少額・低リスクサービスを除き、**維持する。**

- 上記見直しに対し、利用限度額が少額か否かを問わず、信用情報機関への信用情報の使用・登録義務は、多重債務防止のため維持すべきとの意見があり、制度化に向け更に精査し検討を進めることが必要。

## 決済横断法制

- 国際的動向や我が国の制度環境を踏まえ、関係各法（割賦販売法・資金決済法・銀行法等）の**法制的な横断論について**、関係省庁で、その具体的なあり方の検討を進める。
- 一方、未来投資会議の中間整理を踏まえ、**FinTech企業等の横断的かつ円滑な事業展開を促進**するため、まずは、関係各法における**少額・低リスク事業者に対するリスクベース・アプローチの導入**などにより、ビジネス環境を整備。
- なお、金融庁（金融制度SG）でも、少額サービスを対象とした規制の在り方や横断化について議論あり

⇒**成長戦略閣議決定**（令和元年6月21日）

## その他

- RegTech/SupTechの推進  
平成30年度に「RegTech/SupTech検討会」を開催  
⇒ロードマップを策定
- 決済情報の利活用  
積極的なオープンAPI戦略を後押しし、より一層のAPI開放
- 新成年への対応
- 取引条件の表示や書面の交付等の電子化

# 成長戦略実行計画

- 成長戦略実行計画が令和元年6月21日に閣議決定。
- 割賦販売法においては、与信審査における性能規定の導入などの見直しが求められている。

## 成長戦略実行計画（抄）

### 2. フィンテック／金融分野

#### （2）対応の方向性

現在の業態ごとの金融・商取引関連法制を改め、**同一の機能・リスクには同一のルールを適用する機能別・横断的な法制の実現**に向けて取り組む。これにより、**新規事業者の参入と様々なサービス間の競争を通じたイノベーション、金融サービスの質をめぐる競争を促進**する。

#### （決済分野）

**現行法の業態別の縦割り構造が、事業者のビジネスモデルやサービスの自由な選択への弊害となっているとの指摘のある「決済」分野について横断化を図る。**これにより、これまでの銀行送金や従来型の比較的高額なクレジットカード決済とともに、①プリペイド（前払い）・ポストペイ（後払い）を組み合わせたシームレスな支払い（注1）や、②銀行業と現行の資金移動業の間に新たな類型を設け、銀行送金以外でも幅広い金額の送金（注2）を可能とし、新規事業者の参入と様々なサービス間の競争を通じた、柔軟で利便性の高いキャッシュレス決済手段を実現する。その際、例えば、**割賦販売法の与信審査における性能規定の導入など、フィンテック企業をはじめとした決済事業者の円滑な事業展開を可能とする仕組みを導入**する。これらについては、2020年の通常国会に必要な法案の提出を図る。

（注1）プリペイド・ポストペイを組み合わせたシームレスな支払い

：少額・低リスクな決済について、従来型の比較的高額な決済の場合とは異なる制度へと見直すことにより、プリペイド・ポストペイ等を通じたシームレスな支払いサービスの提供を円滑化する。

（注2）銀行送金以外の幅広い金額の送金

：100万円までの送金が可能な現行の資金移動業に加え、銀行業と現行の資金移動業の間に新たな類型を設け、銀行業より簡易な規制の下での100万超の送金を可能とする制度の整備を図る。

# 消費者委員会からの意見書

- 消費者委員会において、中間整理に対して意見書が提出された。（令和元年 8 月 8 日）

## 産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会中間整理についての意見（抄）

### **1. 支払可能見込額調査に代わる技術・データを活用した与信審査、及び、指定信用情報機関の信用情報の使用義務に関する考え方について**

…技術・データを活用した与信審査について、現行の支払可能見込額調査と同程度以上の多重債務防止機能が担保される必要がある。…  
…今後、事業者に求める取組の内容、事前・事後のチェックの主体・対象・基準等の具体的な内容の検討を進める上では、技術・データを活用した与信審査の基礎となる情報の質及び量並びに与信審査方法の精度を十分に確保するために、いかなる方策が効果的か慎重に検討すべきである。  
また、技術・データを活用した与信審査について、指定信用情報機関の信用情報を使用する義務を課さないとした場合に、個々の事業者が把握する情報のみで、利用者の支払可能な能力を判断するために必要かつ十分な情報の質及び量を確保することができるかについて慎重に検討すべきである。  
そして、これらの検討に際しては、技術・データを活用した与信審査の精度を検証しながら、支払可能見込額調査義務及び指定信用情報機関の信用情報の使用義務について段階的に緩和を検討する方法なども併せて検討すべきである。  
加えて、利用者に対する技術・データを活用した与信審査に使用される情報の範囲・内容や審査等に関する情報提供などの利用者の予測可能性等を考慮した方策も検討すべきである。

### **2. 少額・低リスクのサービスにおける指定信用情報機関への信用情報の登録義務に関する考え方について**

少額サービスであっても累積により債務額が利用者にとって多大となるリスクがある。また、少額サービスは若年者にとっても利用しやすいものであると考えられることから、若年者保護の観点が一層重要になる。これらの観点も踏まえ、低リスクといえるのはどのような場合かについて慎重に検討すべきである。  
また、…少額・低リスクのサービスで指定信用情報機関への信用情報の登録義務を課さないこととした場合に、業界全体の水準として現行制度と同程度以上に多重債務防止が担保できるかについて慎重に検討すべきである。

### **3. 指定信用情報機関の運用・システムの在り方の検証・改善について**

…政策課題を指定信用情報機関の運用・システムの在り方を見直すことで対処することが可能かについても並行して検討すべきである。

#### 4. 新成年への対応について

…引き続き、新成年に対する健全な与信を確保するため、事業者の自主的取組を推進するための検討を進められたい。

#### 5. 技術・データの活用に伴って生じる新たな課題

AI等の技術・データの活用については、消費者に多大な利便をもたらす可能性がある反面、プライバシーの問題や不当な差別につながるおそれがあるという問題等の課題も有していると考えられることから、そのような新たな技術の特性を踏まえた消費者保護に係る取組が欠かせないことにも留意されたい。

#### 6. 多面的な議論の必要性

…検討に当たっては、より幅広い主体等に参画を求めつつ、多面的に議論を進めることが望ましい。

# 今般の審議会における主な論点

- これまでの審議会での議論やその後の状況を踏まえ、以下のような論点について議論することが考えられる。

## (1) 少額・低リスクの後払いサービスに対するリスクベース・アプローチの導入

- 近時、新たに出現している「少額・低リスクの後払いサービス」について、現行の一律の規制ではなく、リスクに応じ柔軟な規制を行うものとする（リスクベース・アプローチの導入）際、どのような規制の見直しが考えられるか。

## (2) 与信審査における性能規定の導入

- 技術・データを用いた与信審査手法を「支払可能見込額調査」に代えて許容する際、どのような事前・事後チェックのあり方が求められるか。
- その際、指定信用情報機関の信用情報の使用義務・登録義務についてはどのように措置することが必要か。
- 加えて、指定信用情報機関の運用改善について、どのような対応が行われることが求められるか。（加盟手続の効率化やシステムの利便性の向上など）

## (3) セーフティネットの整備

- クレジットカード取引を巡るテクノロジーが進展し、安心・安全なクレジットカード利用環境の整備が求められている中、検査・監督を一層強化するためにはどのような方策が考えられるか。（業務停止命令の導入等）

## (4) 時代の要請を受けた消費者保護 ～書面交付の電子化～

- 近時、スマートフォンやパソコン等を利用した決済サービスが広く普及する中で、書面交付・情報提供義務に関し、スマホ・パソコン完結型のサービスについて完全電子化するとともに、書面の交付を原則とした包括信用購入あつせん業者の義務のあり方を見直すことについてどのような制度が適切か。